

(2) 水象、水質（公共用水域・地下水）、水底の底質その他の水に係る環境の状況

1) 水象

対象事業実施区域及びその周囲の主な河川及び流量観測地点を、図 4-2-1-10 に示す。

対象事業実施区域及びその周囲の主な河川は、多摩川水系の多摩川、平瀬川、二ヶ領本川、三沢川、鶴見川水系の鶴見川、真福寺川、麻生川、早淵川、境川水系の境川及び相模川水系の相模川、道志川、串川、中津川等があげられる。

多摩川は、山梨県北東部の笠取山にその源を発し、奥多摩湖で数多くの支川を集めて、神奈川県と東京都の境を流下し、東京湾に注いでいる、延長 138km、流域面積 1,240km² の一級河川である。

鶴見川は、東京都町田市丘陵地帯を水源とし、支川を集めながら横浜市鶴見区で東京湾に注いでいる、延長 42.5km、流域面積 235km² の一級河川である。

境川は、城山湖付近にその源を発し、都県境を南東に流れ、町田市南部から県内に入り込み、相模湾に注ぐ、延長 52.14km、流域面積 210.69km² の二級河川である。

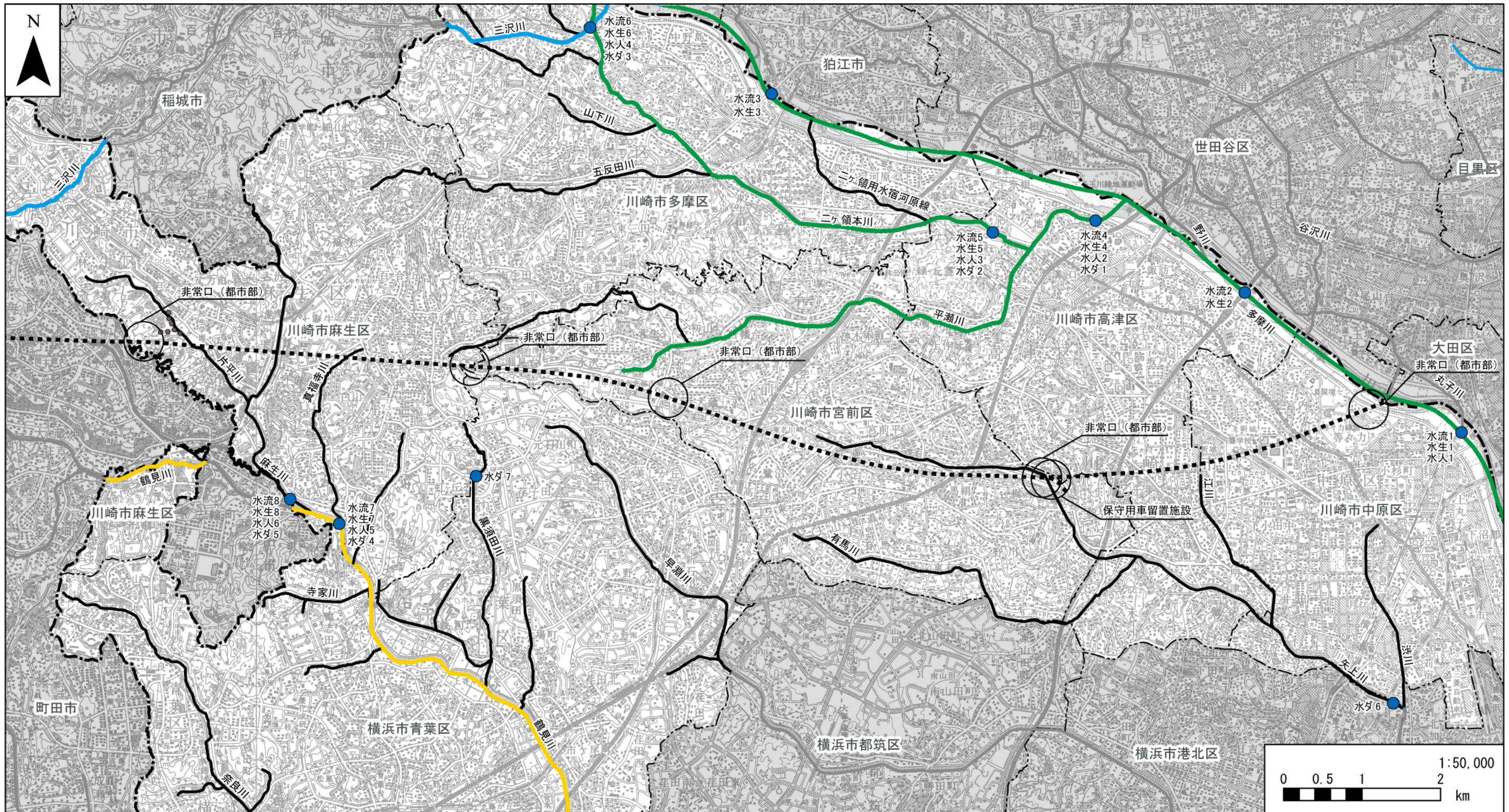
相模川は、水源を富士山麓とし、山梨県で数々の支川を集め甲州街道に沿って流下し、相模湖、津久井湖を経て相模平野を緩やかに流れ相模湾に注ぐ延長 109km、流域面積 1,680km² の一級河川である。

なお、対象事業実施区域及びその周囲の主な河川の流量観測結果を、表 4-2-1-38 に示す。

表 4-2-1-38 流量観測結果（平成 23 年度）

No.	水系	河川	類型区分	地点名	流量 (平均値 m ³ /s)
水流 1	多摩川	多摩川	B	田園調布取水堰	31.28
水流 2			B	二子橋（第三京浜）	18.55
水流 3			B	多摩水道橋	21.97
水流 4		平瀬川	B	平瀬橋（人道橋）	0.43
水流 5		二ヶ領本川	B	堰前橋	0.58
水流 6		三沢川	C	一の橋	0.92
水流 7	鶴見川	真福寺川	D	水車橋前	0.04
水流 8		麻生川	D	耕地橋	0.81
水流 9	境川	境川	D	常矢橋	0.41
水流 10	相模川	相模川	A	小倉橋	41.27
水流 11	相模川 (津久井湖)	道志川	A	弁天橋	6.32
水流 12			A	両国橋	6.09

資料：「平成 23 年度 神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」
(平成 24 年 10 月、神奈川県環境科学センター)



- 凡例**
- 計画路線(トンネル部)
 - 計画路線(地上部)
 - 工事用道路
 - 都県境
 - 市区町村境

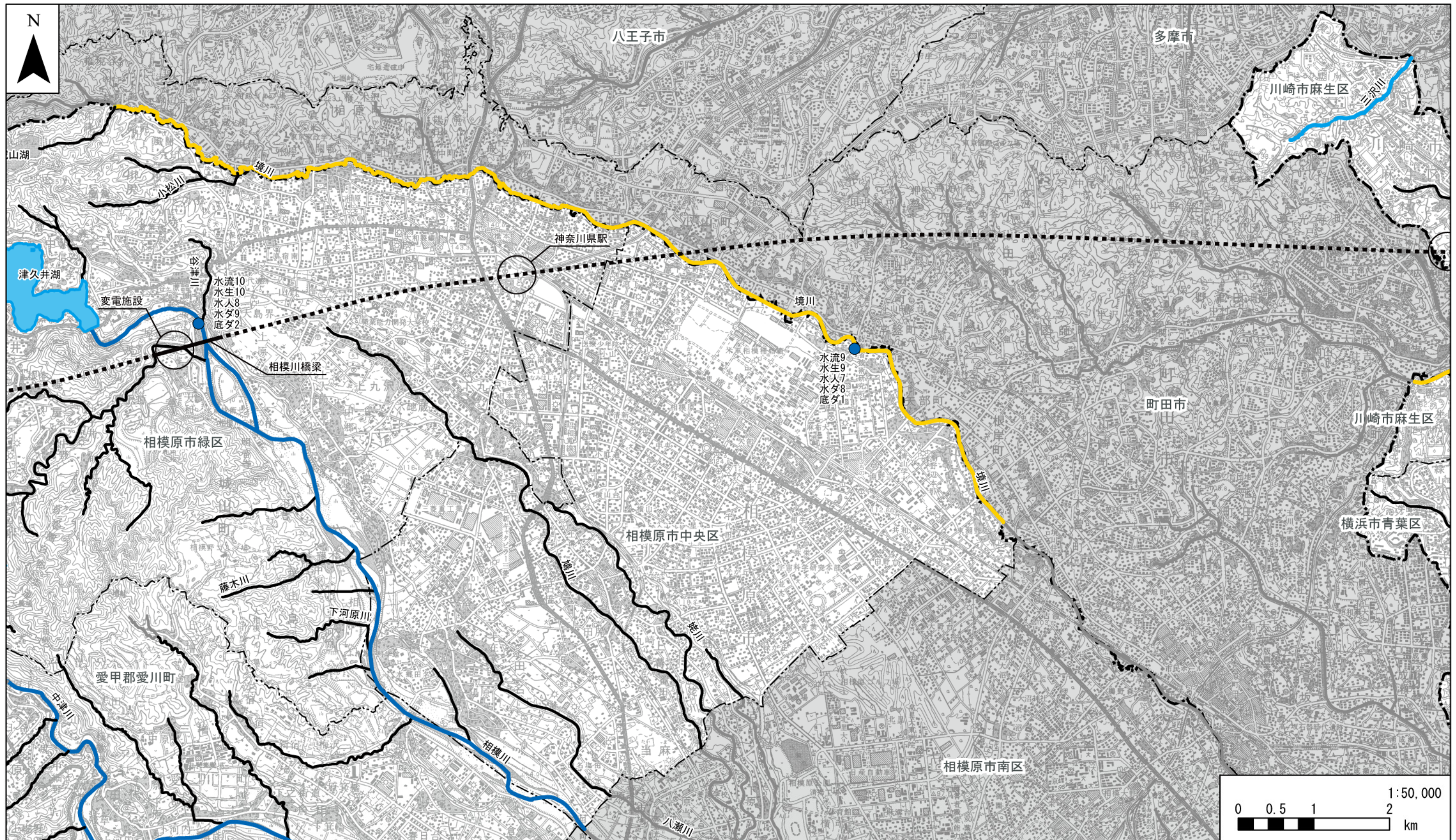
- 水質汚濁に係る環境基準の類型指定
- 河川
 - 水環境測定地点

- 湖沼 A
- 類型 A
- 類型 B
- 類型 C
- 類型 D
- 指定なし

注1. 図の略語は、以下のとおりである。
 水流：流量観測地点
 水生：生活環境の保全に関する公共用水域水質測定地点
 水人：人の健康に関する公共用水域水質測定地点
 水ダ：ダイオキシン類水環境（公共用水域・水質）調査地点
 底ダ：ダイオキシン類水環境（公共用水域・底質）調査地点

資料：「国土数値情報ダウンロードサービス」
 （平成25年6月現在、国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）
 「平成23年度 神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」
 （平成24年10月、神奈川県環境科学センター）
 「平成24年度 環境局事業概要-公害編-」
 （平成24年12月、川崎市環境局環境対策部企画指導課）
 「平成24年度版 さがみはらの環境 相模原市環境基本計画年次報告書」
 （平成24年12月、相模原市環境経済局環境共生部環境政策課）

図4-2-1-10(1) 水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況及び水環境に係る測定地点図



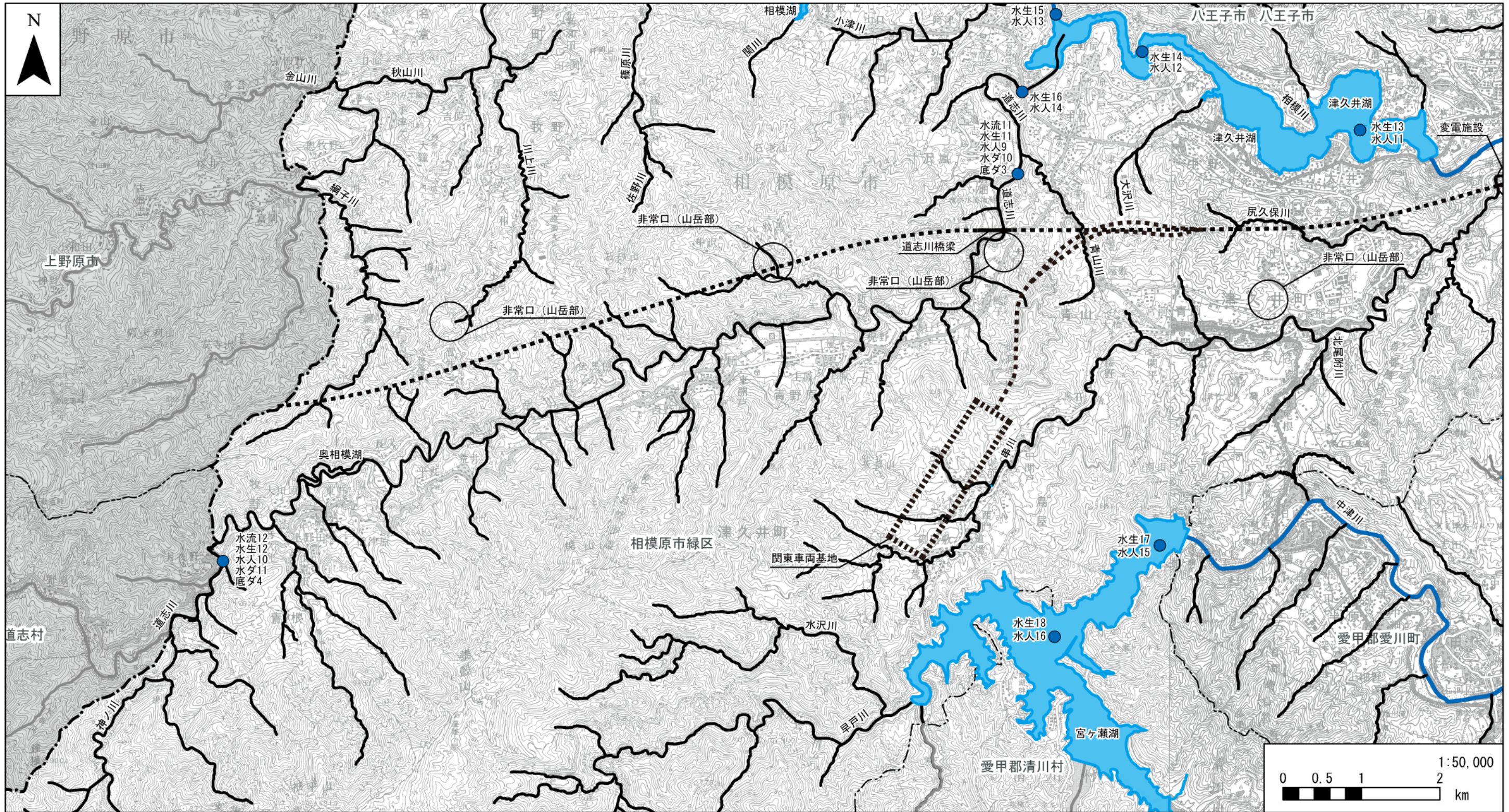
- 凡例**
- 計画路線(トンネル部)
 - 計画路線(地上部)
 - 都県境
 - 市区町村境
 - 河川
 - 水環境測定地点

- 水質汚濁に係る環境基準の類型指定**
- 湖沼 A
 - 類型 A
 - 類型 B
 - 類型 C
 - 類型 D
 - 指定なし

注1. 図の略語は、以下のとおりである。
 水流：流量観測地点
 水生：生活環境の保全に関する公共用水域水質測定地点
 水人：人の健康に関する公共用水域水質測定地点
 水ダ：ダイオキシン類水環境（公共用水域・水質）調査地点
 底ダ：ダイオキシン類水環境（公共用水域・底質）調査地点

資料：「国土数値情報ダウンロードサービス」
 （平成25年6月現在、国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）
 「平成23年度 神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」
 （平成24年10月、神奈川県環境科学センター）
 「平成24年度 環境局事業概要-公害編-」
 （平成24年12月、川崎市環境局環境対策部企画指導課）
 「平成24年度版 さがみはらの環境 相模原市環境基本計画年次報告書」
 （平成24年12月、相模原市環境経済局環境共生部環境政策課）

図4-2-1-10(2) 水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況及び水環境に係る測定地点図



- 凡例**
- 計画路線(トンネル部)
 - 計画路線(地上部)
 - 都県境
 - 市区町村境
 - 水環境測定地点
 - 関東車両基地は地上部で計画

- 水質汚濁に係る環境基準の類型指定**
- 湖沼 A
 - 類型 A
 - 類型 B
 - 類型 C
 - 類型 D
 - 指定なし

注1. 図の略語は、以下のとおりである。
 水流：流量観測地点
 水生：生活環境の保全に関する公共用水域水質測定地点
 水人：人の健康に関する公共用水域水質測定地点
 水ダ：ダイオキシン類水環境（公共用水域・水質）調査地点
 底ダ：ダイオキシン類水環境（公共用水域・底質）調査地点

資料：「国土数値情報ダウンロードサービス」
 （平成25年6月現在、国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）
 「平成23年度 神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」
 （平成24年10月、神奈川県環境科学センター）
 「平成24年度 環境局事業概要-公害編-」
 （平成24年12月、川崎市環境局環境対策部企画指導課）
 「平成24年度版 さがみはらの環境 相模原市環境基本計画年次報告書」
 （平成24年12月、相模原市環境経済局環境共生部環境政策課）

図4-2-1-10(3) 水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況及び水環境に係る測定地点図

2) 水質（公共用水域・地下水）

対象事業実施区域及びその周囲の水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況及び水質に係る測定地点は、図 4-2-1-10 に示すとおりである。

ア. 既存の測定結果

ア) 公共用水域

対象事業実施区域及びその周囲の生活環境の保全に関する公共用水域水質測定結果を表 4-2-1-39 に、人の健康の保護に関する公共用水域水質測定結果を表 4-2-1-40 に、ダイオキシン類水環境（公共用水域・水質）調査結果を表 4-2-1-41 に示す。

なお、化学的酸素要求量（COD）は、河川では環境基準が定められていないが、参考値として示している。

生活環境の保全に関する項目は、河川の生物化学的酸素要求量（BOD）、湖沼の化学的酸素要求量（COD）は全測定地点で環境基準を満たしているが、水素イオン濃度（pH）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）及び大腸菌群数は、一部の地点で環境基準を満たしていない。

また、人の健康の保護に関する項目及びダイオキシン類は、全ての地点で環境基準を満たしている。

なお、平成 23 年度は、湖沼におけるダイオキシン類水環境の調査が実施されていない。

表 4-2-1-39(1) 生活環境の保全に関する公共用水域水質測定結果（平成 23 年度）

No.		水生 1	水生 2	水生 3	水生 4	水生 5	水生 6	水生 7
水系		多摩川						鶴見川
河川名		多摩川			平瀬川	二ヶ領本川	三沢川	真福寺川
類型		B	B	B	B	B	C	D
測定地点		田園調布 取水堰	二子橋 (第三京浜)	多摩水道 橋	平瀬橋 (人道橋)	堰前橋	一の橋	水車橋前
水素イオン濃度 pH	年平均値	7.8	7.7	7.6	7.9	8.2	7.6	8.1
	最小～最大	7.5～8.5	7.5～8.7	7.4～7.8	7.4～8.2	7.3～9.3	7.1～8.4	7.5～9.3
溶存酸素量 DO (mg/L)	年平均値	9.0	8.8	8.5	9.1	10.2	9.3	10.7
	最小～最大	5.9～12.0	5.6～12.2	6.4～10.0	5.2～12.1	6.9～14.6	4.8～12.9	4.2～18.3
生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/L)	年平均値	1.3	1.2	1.3	1.6	1.3	1.4	1.9
	最小～最大	0.3～2.8	0.4～2.1	0.6～2.2	0.5～4.4	0.6～2.6	0.6～3.4	0.7～4.3
	75%値	1.7	1.5	1.5	1.7	1.5	1.5	2.2
化学的 酸素要求量 COD (mg/L)	年平均値	3.4	3.6	3.8	2.6	3.0	2.7	3.8
	最小～最大	2.4～4.3	2.7～4.7	2.7～4.7	1.8～4.3	2.2～4.7	2.0～3.7	2.8～6.2
	75%値	3.7	4.2	4.3	2.9	3.3	3.0	4.0
浮遊物質 SS (mg/L)	年平均値	7	6	7	3	2	5	2
	最小～最大	1～25	1～20	1～23	<1～9	<1～7	1～15	<1～8
大腸菌群数 (MPN/100mL)	年平均値	9.9E+03	1.5E+04	2.1E+04	1.5E+05	1.8E+04	2.2E+04	2.6E+04
	最小～最大	7.0E+02～ 2.3E+04	1.3E+03～ 4.9E+04	1.3E+03～ 7.9E+04	2.3E+03～ 5.4E+05	3.3E+03～ 7.9E+04	7.0E+03～ 7.0E+04	4.6E+03～ 1.3E+05

No.		水生 8	水生 9	水生 10	水生 11	水生 12
水系		鶴見川	境川	相模川	相模川 (津久井湖)	
河川名		麻生川	境川	相模川	道志川	道志川
類型		D	D	A	(A)	(A)
測定地点		耕地橋	常矢橋	小倉橋	弁天橋	両国橋
水素イオン濃度 pH	年平均値	7.3	8.1	7.8	7.8	7.8
	最小～最大	7.0～7.5	7.6～9.2	7.6～8.1	7.7～7.9	7.6～8.2
溶存酸素量 DO (mg/L)	年平均値	8.0	9.7	10.8	10.6	10.7
	最小～最大	5.6～10.5	6.1～14.6	8.7～12.7	8.4～13.0	8.4～13.2
生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/L)	年平均値	4.5	2.0	1.3	0.7	0.5
	最小～最大	2.0～11	0.7～5.2	0.5～3.6	0.2～1.5	0.2～0.8
	75%値	4.6	2.7	1.3	0.7	0.5
化学的 酸素要求量 COD (mg/L)	年平均値	6.2	3.5	1.9	1.4	0.9
	最小～最大	4.2～7.5	1.5～6.2	1.2～5.8	0.6～5.0	0.3～1.2
	75%値	6.5	4.0	2.0	1.6	1.1
浮遊物質 SS (mg/L)	年平均値	3	3	9	5	2
	最小～最大	<1～6	<1～7	1～66	<1～52	<1～12
大腸菌群数 (MPN/100mL)	年平均値	3.8E+04	4.6E+04	1.9E+03	1.1E+03	1.2E+03
	最小～最大	1.3E+03～ 9.4E+04	7.9E+03～ 2.4E+05	7.0E+01～ 1.4E+04	1.7E+02～ 2.3E+03	2.3E+02～ 4.9E+03

注 1. 類型の () 内は、流入先の本川の類型を示す。

注 2. 75%値は、年間の日間平均値の全データを値の小さいものから順に並べたときの $0.75 \times n$ 番目 (n は日間平均値のデータ数) のデータ値で、この値で基準との比較を行う。

注 3. 大腸菌群数の表記について、例えば「E+03」は「10 の 3 乗」を示す。

資料：「平成 23 年度 神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」
(平成 24 年 10 月、神奈川県環境科学センター)

表 4-2-1-39(2) 生活環境の保全に関する公共用水域水質測定結果（平成 23 年度）

No.		水生 13			水生 14		
湖沼名		津久井湖					
類型		湖沼 A			湖沼 A		
測定地点		湖中部			名手橋		
		上層	下層	全層	上層	下層	全層
水素イオン濃度 pH	年平均値	8.0	7.6	7.8	8.1	7.8	8.0
	最小～最大	7.6～9.1	7.3～8.0	7.6～8.3	7.7～9.2	7.6～8.0	7.7～8.6
溶存酸素量 DO (mg/L)	年平均値	11.0	8.6	9.8	11.8	10.2	11.1
	最小～最大	9.3～12.9	5.5～11.1	7.6～11.0	9.3～15.9	8.6～12.2	9.0～12.7
生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/L)	年平均値	1.6	0.8	1.2	2.0	0.9	1.5
	最小～最大	0.4～4.9	0.2～2.5	0.3～2.7	0.3～5.2	0.3～2.3	0.4～2.8
	75%値	—	—	1.3	—	—	1.8
化学的 酸素要求量 COD (mg/L)	年平均値	2.0	1.6	1.8	2.3	1.7	2.0
	最小～最大	1.3～4.7	1.2～2.6	1.3～3.2	1.2～5.4	1.0～2.3	1.1～3.7
	75%値	—	—	2.0	—	—	2.2
浮遊物質量 SS (mg/L)	年平均値	4	9	7	7	9	8
	最小～最大	1～8	2～34	2～20	2～37	2～35	2～36
大腸菌群数 (MPN/100mL)	年平均値	2.0E+02	—	2.0E+02	8.2E+02	—	8.2E+02
	最小～最大	8.0E+00～ 3.3E+02	—	8.0E+00～ 3.3E+02	1.1E+01～ 7.0E+03	—	1.1E+01～ 7.0E+03

No.		水生 15			水生 16		
湖沼名		津久井湖					
類型		湖沼 A			湖沼 A		
測定地点		沼本ダム			道志橋		
		上層	下層	全層	上層	下層	全層
水素イオン濃度 pH	年平均値	7.7	7.8	7.8	7.9	7.8	7.9
	最小～最大	7.6～7.9	7.6～7.9	7.6～7.9	7.6～8.3	7.6～8.3	7.6～8.3
溶存酸素量 DO (mg/L)	年平均値	10.2	9.9	10.1	10.5	10.4	10.5
	最小～最大	8.9～13.3	8.2～11.2	8.6～11.9	8.9～12.7	8.9～12.5	8.9～12.5
生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/L)	年平均値	1.2	1.0	1.1	0.9	0.8	0.9
	最小～最大	0.6～2.3	0.6～2.2	0.6～2.3	0.5～1.8	0.4～1.5	0.5～1.7
	75%値	—	—	1.2	—	—	1.0
化学的 酸素要求量 COD (mg/L)	年平均値	1.8	1.6	1.7	1.5	1.5	1.5
	最小～最大	1.2～2.7	1.2～2.4	1.2～2.4	0.8～2.2	0.7～2.5	0.8～2.3
	75%値	—	—	2.1	—	—	1.8
浮遊物質量 SS (mg/L)	年平均値	8	7	8	3	4	4
	最小～最大	3～44	2～39	3～42	<1～18	1～15	1～17
大腸菌群数 (MPN/100mL)	年平均値	7.6E+02	—	7.6E+02	6.5E+02	—	6.5E+02
	最小～最大	7.0E+00～ 3.3E+03	—	7.0E+00～ 3.3E+03	2.0E+00～ 2.3E+03	—	2.0E+00～ 2.3E+03

注 1. 75%値は、年間の日間平均値の全データを値の小さいものから順に並べたときの $0.75 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値で、この値で基準との比較を行う。

注 2. 大腸菌群数の表記について、例えば「E+03」は「10 の 3 乗」を示す。

資料：「平成 23 年度 神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」
（平成 24 年 10 月、神奈川県環境科学センター）

表 4-2-1-39(3) 生活環境の保全に関する公共用水域水質測定結果（平成 23 年度）

No.		水生 17			水生 18		
湖沼名		宮ヶ瀬湖					
類型		湖沼 A			湖沼 A		
測定地点		ダムサイト			ダム中央		
		上層	下層	全層	上層	下層	全層
水素イオン濃度 pH	年平均値	7.7	7.2	7.5	7.8	7.3	7.6
	最小～最大	7.4～8.9	7.1～7.6	7.3～8.1	7.5～8.9	7.1～7.6	7.3～8.1
溶存酸素量 DO (mg/L)	年平均値	10.0	7.5	8.8	10.0	7.7	8.9
	最小～最大	9.0～11.7	5.2～9.7	7.3～10.4	8.8～11.6	5.0～9.8	7.3～10.5
生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/L)	年平均値	0.5	0.2	0.4	0.5	0.2	0.4
	最小～最大	0.2～1.1	0.1～0.5	0.2～0.7	0.1～1.3	<0.1～0.4	0.2～0.9
	75%値	—	—	0.4	—	—	0.4
化学的 酸素要求量 COD (mg/L)	年平均値	1.4	1.0	1.2	1.4	1.0	1.2
	最小～最大	1.0～1.9	0.6～1.4	0.9～1.7	0.9～1.9	0.7～1.5	0.9～1.7
	75%値	—	—	1.3	—	—	1.3
浮遊物質量 SS (mg/L)	年平均値	1	2	2	1	3	2
	最小～最大	<1～2	<1～4	<1～3	<1～2	<1～8	<1～5
大腸菌群数 (MPN/100mL)	年平均値	4.6E+01	4.5E+01	4.5E+01	7.6E+01	4.1E+01	5.9E+01
	最小～最大	7.8E+00～ 2.4E+02	2.0E+00～ 1.7E+02	4.9E+00～ 1.4E+02	7.8E+00～ 4.9E+02	2.0E+00～ 1.3E+02	4.9E+00～ 3.1E+02

注 1. 75%値は、年間の日間平均値の全データを値の小さいものから順に並べたときの $0.75 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値で、この値で基準との比較を行う。

注 2. 大腸菌群数の表記について、例えば「E+03」は「10 の 3 乗」を示す。

資料：「平成 23 年度 神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」
（平成 24 年 10 月、神奈川県環境科学センター）

表 4-2-1-40(1) 人の健康の保護に関する公共用水域水質測定結果（平成 23 年度）

No.		水人 1	水人 2	水人 3	水人 4	水人 5
水系		多摩川				鶴見川
河川名		多摩川	平瀬川	二ヶ領本川	三沢川	真福寺川
測定地点		田園調布取水堰	平瀬橋(人道橋)	堰前橋	一の橋	水車橋前
カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	—
PCB	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	mg/L	<0.0003	0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	4.7	2.8	3.4	3.2	1.7
ふっ素	mg/L	0.09	<0.08	<0.08	<0.08	0.14
ほう素	mg/L	0.04	0.03	0.02	0.02	0.02

No.		水人 6	水人 7	水人 8	水人 9	水人 10
水系		鶴見川	境川	相模川	相模川（津久井湖）	
河川名		麻生川	境川	相模川	道志川	道志川
測定地点		耕地橋	常矢橋	小倉橋	弁天橋	両国橋
カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	—
PCB	mg/L	ND	—	—	—	—
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	3.7	3.0	1.0	0.65	0.58
ふっ素	mg/L	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
ほう素	mg/L	0.04	0.13	<0.02	<0.02	<0.02

資料：「平成 23 年度 神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 24 年 10 月、神奈川県環境科学センター）

表 4-2-1-40(2) 人の健康の保護に関する公共用水域水質測定結果（平成 23 年度）

No.		水人 11	水人 12	水人 13	水人 14	水人 15	水人 16
湖沼名		津久井湖				宮ヶ瀬湖	
測定地点		湖中央部	名手橋	沼本ダム	道志橋	ダムサイト	ダム中央
カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	—
全シアン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	—
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	—
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	—
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	—
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	—	—
PCB	mg/L	ND	—	ND	—	ND	—
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	—
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	—
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	—
トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	—
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	—
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	—
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.98	0.97	1.1	0.67	0.46	0.45
ふっ素	mg/L	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	—
ほう素	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	—

資料：「平成 23 年度 神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」
（平成 24 年 10 月、神奈川県環境科学センター）

表 4-2-1-41 ダイオキシン類水環境（公共用水域・水質：河川）調査結果（平成 23 年度）

（単位：pg-TEQ/L）

No.	水系	河川名	調査地点	調査結果	環境基準	試料採取日
水ダ 1	多摩川	平瀬川	平瀬橋（人道橋）	0.056	1pg-TEQ/L 以下	H23.10.28
水ダ 2		二ヶ領本川	堰前橋	0.062		H23.10.28
水ダ 3		三沢川	一の橋	0.19		H23.10.28
水ダ 4	鶴見川	真福寺川	水車橋前	0.051		H23.10.28
水ダ 5		麻生川	耕地橋	0.065		H23.10.28
水ダ 6		矢上川	日吉橋	0.054		H23.10.28
水ダ 7		黒須田川	市境	0.18		H23.10.28
水ダ 8	境川	境川	常矢橋	0.12		H23.8.18、H24.1.26
水ダ 9	相模川	相模川	小倉橋	0.074		H23.8.18
水ダ 10		道志川	弁天橋	0.041		H23.8.19
水ダ 11		道志川	両国橋	0.033		H23.8.19

資料：「平成 24 年度 環境局事業概要－公害編－」

（平成 24 年 12 月、川崎市環境局環境対策部企画指導課）

「平成 24 年度版 さがみはらの環境 相模原市環境基本計画年次報告書」

（平成 24 年 12 月、相模原市環境経済局環境共生部環境政策課）

イ) 地下水

対象事業実施区域を含む周辺市区町村の人の健康の保護に関する地下水水質測定結果を、表 4-2-1-42 に示す。これによると、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンの達成率が川崎市高津区で 88.9%、テトラクロロエチレン及び硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の達成率が川崎市宮前区で 91.7%、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の達成率が相模原市中央区で 90.9% となっているが、その他の項目は環境基準を満たしている。

また、ダイオキシン類地下水調査結果を、表 4-2-1-43 に示す。対象事業実施区域を含む周辺市区町村の全ての地点において環境基準を満たしている。

表 4-2-1-42 人の健康の保護に関する地下水水質測定結果（平成 23 年度）

調査項目	地域	川崎市										横浜市			
		中原区		高津区		宮前区		多摩区		麻生区		小計		環境基準達成率	調査地点数
		環境基準達成率	調査地点数	環境基準達成率	調査地点数	環境基準達成率	調査地点数	環境基準達成率	調査地点数	環境基準達成率	調査地点数	環境基準達成率	調査地点数		
カドミウム	100.0%	8	100.0%	9	100.0%	12	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	32	-	-	
全シアン	100.0%	8	100.0%	9	100.0%	12	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	32	-	-	
鉛	100.0%	8	100.0%	9	100.0%	12	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	32	-	-	
六価クロム	100.0%	8	100.0%	9	100.0%	12	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	32	-	-	
砒素	100.0%	8	100.0%	9	100.0%	12	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	32	-	-	
総水銀	100.0%	8	100.0%	9	100.0%	12	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	32	-	-	
アルキル水銀	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
PCB	100.0%	8	100.0%	9	100.0%	12	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	32	-	-	
ジクロロメタン	100.0%	8	100.0%	9	100.0%	12	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	32	100.0%	2	
四塩化炭素	100.0%	8	100.0%	9	100.0%	12	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	32	100.0%	2	
塩化ビニルモノマー	100.0%	8	88.9%	9	100.0%	12	100.0%	2	100.0%	1	96.9%	32	-	-	
1,2-ジクロロエタン	100.0%	8	100.0%	9	100.0%	12	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	32	100.0%	2	
1,1-ジクロロエチレン	100.0%	8	100.0%	9	100.0%	12	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	32	100.0%	2	
1,2-ジクロロエチレン	100.0%	8	100.0%	9	100.0%	12	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	32	100.0%	2	
1,1,1-トリクロロエタン	100.0%	8	100.0%	9	100.0%	12	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	32	100.0%	2	
1,1,2-トリクロロエタン	100.0%	8	100.0%	9	100.0%	12	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	32	100.0%	2	
トリクロロエチレン	100.0%	8	100.0%	9	100.0%	12	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	32	100.0%	2	
テトラクロロエチレン	100.0%	8	100.0%	9	91.7%	12	100.0%	2	100.0%	1	96.9%	32	100.0%	2	
1,3-ジクロロプロペン	100.0%	8	100.0%	9	100.0%	12	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	32	100.0%	2	
チウラム	100.0%	8	100.0%	9	100.0%	12	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	32	-	-	
シマジン	100.0%	8	100.0%	9	100.0%	12	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	32	-	-	
チオベンカルブ	100.0%	8	100.0%	9	100.0%	12	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	32	-	-	
ベンゼン	100.0%	8	100.0%	9	100.0%	12	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	32	100.0%	2	
セレン	100.0%	8	100.0%	9	100.0%	12	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	32	-	-	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	100.0%	8	100.0%	9	91.7%	12	100.0%	2	100.0%	1	96.9%	32	-	-	
ふっ素	100.0%	8	100.0%	9	100.0%	12	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	32	-	-	
ほう素	100.0%	8	100.0%	9	100.0%	12	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	32	-	-	
1,4-ジオキサン	100.0%	8	88.9%	9	100.0%	12	100.0%	2	100.0%	1	96.9%	32	-	-	

調査項目	地域	相模原市				愛川町		清川村		合計		
		中央区		緑区		環境基準達成率	調査地点数	環境基準達成率	調査地点数	環境基準達成率	調査地点数	
		環境基準達成率	調査地点数	環境基準達成率	調査地点数							小計
カドミウム	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	100.0%	73
全シアン	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	100.0%	73
鉛	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	100.0%	73
六価クロム	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	100.0%	73
砒素	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	100.0%	73
総水銀	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	100.0%	73
アルキル水銀	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
PCB	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	100.0%	73
ジクロロメタン	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	100.0%	73
四塩化炭素	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	100.0%	73
塩化ビニルモノマー	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	98.6%	73
1,2-ジクロロエタン	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	100.0%	73
1,1-ジクロロエチレン	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	100.0%	73
1,2-ジクロロエチレン	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	100.0%	73
1,1,1-トリクロロエタン	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	100.0%	73
1,1,2-トリクロロエタン	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	100.0%	73
トリクロロエチレン	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	100.0%	73
テトラクロロエチレン	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	98.6%	73
1,3-ジクロロプロペン	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	100.0%	73
チウラム	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	100.0%	73
シマジン	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	100.0%	73
チオベンカルブ	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	100.0%	73
ベンゼン	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	100.0%	73
セレン	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	100.0%	73
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	90.9%	11	100.0%	19	94.7%	30	100.0%	2	100.0%	9	97.3%	73
ふっ素	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	100.0%	73
ほう素	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	100.0%	73
1,4-ジオキサン	100.0%	11	100.0%	19	100.0%	30	100.0%	2	100.0%	9	98.6%	73

注 1. 調査地点数は、メッシュ調査、定点調査の合計地点数である。

資料:「平成 23 年度 神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」
(平成 24 年 10 月、神奈川県環境科学センター)

表 4-2-1-43 ダイオキシン類地下水調査結果（平成 23 年度）

（単位：pg-TEQ/L）

地域	測定地点	調査結果	環境基準	試料採取日	
川崎市	中原区	井田三舞町	0.041	1pg-TEQ/L 以下	H23. 6. 24
	中原区	中丸子	0.025		
	高津区	宇奈根	0.024		
	宮前区	東有馬	0.022		
	多摩区	菅仙谷	0.027		
	麻生区	王禅寺	0.031	1pg-TEQ/L 以下	H23. 6. 28
		古沢	0.021		
		黒川	0.031		
岡上		0.024			
相模原市	緑区	下九沢	0.031	1pg-TEQ/L 以下	H23. 8. 23
		城山	0.032		
		長竹	0.12	1pg-TEQ/L 以下	H23. 8. 19
		寸沢嵐	0.029		
		澤井	0.033		

資料：「平成 24 年度 環境局事業概要－公害編－」

（平成 24 年 12 月、川崎市環境局環境対策部企画指導課）

「平成 24 年度版 さがみはらの環境 相模原市環境基本計画年次報告書」

（平成 24 年 12 月、相模原市環境経済局環境共生部環境政策課）

イ. 水質汚濁に係る環境基準等

水質汚濁に係る環境基準を、表 4-2-1-44～表 4-2-1-48 に示す。

また、水質汚濁防止法に基づく排水基準等を表 4-2-1-49～表 4-2-1-50 に、条例に基づく排水の規制基準を表 4-2-1-51～表 4-2-1-53 に示す。

表 4-2-1-44 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

ア.

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	-

注1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄化操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

注5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ.

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下

表 4-2-1-45(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

ア.

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	-
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/L 以上	-

注1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3. 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

注4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄化操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

注5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ.

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
II	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
III	水道 3 種（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
IV	水産 2 種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
V	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

注1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

注3. 水産1級：サケ科魚類及びアユ等の水域の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2級：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等の水産生物用

注4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 4-2-1-45(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

ウ.

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下

表 4-2-1-46(1) 水質汚濁に係る環境基準（河川）の類型指定の状況

類型	利用目的の適応性	水域名（範囲）
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	—
A	水道 2 級、水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	相模川中流（城山ダムから寒川取水堰まで） 中津川（宮ヶ瀬ダム下流端から下流の区域）
B	水道 3 級、水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	多摩川中・下流（拝島橋より下流） 平瀬川（全域） 二ヶ領本川（全域）
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	三沢川（全域）
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	鶴見川上流（鳥山川合流点より上流） 境川（柏尾川合流点より上流（柏尾川を除く。）の区域）
E	工業用水 3 級 環境保全	—

注1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3. 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

注4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄化操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

注5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 4-2-1-46(2) 水質汚濁に係る環境基準（湖沼）の類型指定の状況

類型	利用目的の適応性	水域名（範囲）
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	—
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	相模ダム貯水池（相模湖）（全域） 城山ダム貯水池（津久井湖）（全域） 宮ヶ瀬湖（宮ヶ瀬ダム上流端から上流の滞水域）
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に掲げるもの	—
C	工業用水 2 級 環境保全	—

注1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3. 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

注4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄化操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

注5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 4-2-1-47 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)
(平成 9 年環境庁告示第 10 号)

項目	区分	
	公共用水域	地下水
カドミウム	0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと
PCB	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	—	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	—	0.04mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	0.05mg/L 以下

注1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2. 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

表 4-2-1-48 ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質を除く）に係る環境基準

(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

媒体	基準値
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/L 以下

表 4-2-1-49 水質汚濁防止法に基づく排水基準

(昭和 46 年総理府令第 35 号)

有害物質

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1.0mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	10mg/L (海域以外) 230mg/L (海域)
ふっ素及びその化合物	8mg/L (海域以外) 15mg/L (海域)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L (アンモニア性窒素×0.4+亜硝酸性窒素+硝酸性窒素)
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下

注1. 「検出されないこと」とは、定量下限を下回ることをいう。

有害物質以外の項目

項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	5.8以上8.6以下 (海域以外の公共用水域に排出されるもの) 5.0以上9.0以下 (海域に排出されるもの)
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 (日間平均120) mg/L
化学的酸素要求量 (COD)	160 (日間平均120) mg/L
浮遊物質 (SS)	200 (日間平均150) mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm ³
窒素含有量	120 (日間平均60) mg/L
燐含有量	16 (日間平均8) mg/L

表 4-2-1-50 水質汚濁防止法に基づく上乘せ排水基準

(昭和 46 年神奈川県条例第 52 号)

有害物質

有害物質の種類	許容限度					
	甲水域			乙水域及び海域		
	水質保全湖沼等 新設以外の場合	水質保全湖沼等以外の水域 新設の場合		新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合
カドミウム及びその化合物	検出されないこと。	検出されないこと。		0.05mg/L	—	—
シアン化合物	0.5mg/L	—		0.5mg/L	—	—
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	検出されないこと。	検出されないこと。		0.2mg/L	0.2mg/L	0.2mg/L
鉛及びその化合物	0.05mg/L	0.05mg/L		—	—	—
六価クロム化合物	0.05mg/L	0.05mg/L		—	—	—
砒素及びその化合物	0.01mg/L	0.01mg/L		—	—	—
ふっ素及びその化合物	0.8mg/L	0.8mg/L		—	—	—

有害物質以外の物質

項目	許容限度							
	甲水域				乙水域		海域	
	水質保全湖沼等		水質保全湖沼等以外の水域		乙水域		海域	
	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合
水素イオン濃度 (pH)	—	—	—	—	—	—	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	5mg/L (3mg/L)	20mg/L (15mg/L)	15mg/L (10mg/L)	25mg/L (20mg/L)	25mg/L (20mg/L)	60mg/L (50mg/L)	—	—
化学的酸素要求量 (COD)	5mg/L (3mg/L)	20mg/L (15mg/L)	15mg/L (10mg/L)	25mg/L (20mg/L)	25mg/L (20mg/L)	60mg/L (50mg/L)	25mg/L (20mg/L)	60mg/L (50mg/L)
浮遊物質 (SS)	15mg/L (5mg/L)	50mg/L (35mg/L)	35mg/L (20mg/L)	70mg/L (40mg/L)	70mg/L (40mg/L)	90mg/L (70mg/L)	70mg/L (40mg/L)	90mg/L (70mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	3mg/L	3mg/L	3mg/L	—	—	—	—	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	3mg/L	3mg/L	3mg/L	5mg/L	5mg/L	10mg/L	5mg/L	10mg/L
フェノール類含有量	—	0.005mg/L	0.005mg/L	0.05mg/L	0.5mg/L	0.5mg/L	0.5mg/L	0.5mg/L
銅含有量	1mg/L	1mg/L	1mg/L	1mg/L	1mg/L	—	1mg/L	—
亜鉛含有量	1mg/L	1mg/L	1mg/L	1mg/L	1mg/L	3mg/L	1mg/L	3mg/L
溶解性鉄含有量	0.3mg/L	0.3mg/L	0.3mg/L	1mg/L	3mg/L	—	3mg/L	—
溶解性マンガン含有量	0.3mg/L	0.3mg/L	0.3mg/L	1mg/L	1mg/L	1mg/L	1mg/L	1mg/L
クロム含有量	—	0.1mg/L	0.1mg/L	1mg/L	—	—	—	—
大腸菌群数	1,000 個/cm ³	—	—	—	—	—	—	—

注1. 「甲水域」とは、次に掲げる河川（その支派川を含む）及びこれに接続し、流入する水路の水域をいう。

- (1) 千歳川（アゲジ沢との合流点から上流の区域）、(2) 新崎川（東海道新幹線新崎川鉄橋の上流端から上流の区域）、(3) 早川、(4) 酒匂川（飯泉取水堰から上流の区域）、(5) 金目川（土屋橋の上流端から上流の区域）、(6) 相模川（寒川取水堰から上流の区域）

注2. 「乙水域」とは、水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域のうち甲水域及び海域を除く水域をいう。

注3. 「水質保全湖沼等」とは、次に掲げる湖沼並びに河川（その支派川を含む）及び水路の水域をいう。

- (1) 芦ノ湖、(2) 丹沢湖（三保ダム上流端から上流の滞水域をいう。）、(3) 相模湖（相模ダム上流端から上流の滞水域をいう。）、(4) 津久井湖（城山ダム上流端から上流の滞水域をいう。）、(5) 奥相模湖（道志ダム上流端から上流の滞水域をいう。）、(6) 宮ヶ瀬湖（宮ヶ瀬ダム上流端から上流の滞水域をいう。）、(7) 前各号の湖沼に接続し、流入する河川及び水路

注4. () の数値及び大腸菌群数の数値は、日間平均を示す。

表 4-2-1-51 (1) 条例に基づく事業所に係る排水の規制基準（神奈川県）

(神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則)

排水指定物質

	許容限度					
	甲水域				乙水域及び海域	
	水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域		新設の場合	新設以外の場合
	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合		
カドミウム及びその化合物	—	検出されないこと。	検出されないこと。	0.05mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L
シアン化合物	—	0.5mg/L	—	0.5mg/L	1mg/L	1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	—	検出されないこと。	検出されないこと。	0.2mg/L	0.2mg/L	0.2mg/L
鉛及びその化合物	—	0.05mg/L	0.05mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L
六価クロム化合物	—	0.05mg/L	0.05mg/L	0.5mg/L	0.5mg/L	0.5mg/L
砒素及びその化合物	—	0.01mg/L	0.01mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	—	0.005mg/L	0.005mg/L	0.005mg/L	0.005mg/L	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	—	検出されないこと。	検出されないこと。	検出されないこと。	検出されないこと。	検出されないこと。
ポリ塩化ビニフェル	—	0.003mg/L	0.003mg/L	0.003mg/L	0.003mg/L	0.003mg/L
トリクロロエチレン	—	0.3mg/L	0.3mg/L	0.3mg/L	0.3mg/L	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	—	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L
ジクロロメタン	—	0.2mg/L	0.2mg/L	0.2mg/L	0.2mg/L	0.2mg/L
四塩化炭素	—	0.02mg/L	0.02mg/L	0.02mg/L	0.02mg/L	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	—	0.04mg/L	0.04mg/L	0.04mg/L	0.04mg/L	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	—	1mg/L	1mg/L	1mg/L	1mg/L	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.4mg/L	0.4mg/L	0.4mg/L	0.4mg/L	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	—	3mg/L	3mg/L	3mg/L	3mg/L	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	—	0.06mg/L	0.06mg/L	0.06mg/L	0.06mg/L	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	—	0.02mg/L	0.02mg/L	0.02mg/L	0.02mg/L	0.02mg/L
チウラム	—	0.06mg/L	0.06mg/L	0.06mg/L	0.06mg/L	0.06mg/L
シマジン	—	0.03mg/L	0.03mg/L	0.03mg/L	0.03mg/L	0.03mg/L
チオベンカルブ	—	0.2mg/L	0.2mg/L	0.2mg/L	0.2mg/L	0.2mg/L
ベンゼン	—	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L
セレン及びその化合物	—	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	—	10 mg/L	10mg/L	10mg/L	10mg/L (乙水域) 230 mg/L (海域)	10mg/L (乙水域) 230 mg/L (海域)
ふっ素及びその化合物	—	0.8mg/L	0.8mg/L	8mg/L	8 mg/L (乙水域) 15mg/L (海域)	8 mg/L (乙水域) 15mg/L (海域)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物又は肥料の施用に係るものを除く。）	—	100mg/L (アンモニア性窒素×0.4+亜硝酸性窒素+硝酸性窒素)	100mg/L (アンモニア性窒素×0.4+亜硝酸性窒素+硝酸性窒素)	100mg/L (アンモニア性窒素×0.4+亜硝酸性窒素+硝酸性窒素)	100mg/L (アンモニア性窒素×0.4+亜硝酸性窒素+硝酸性窒素)	100mg/L (アンモニア性窒素×0.4+亜硝酸性窒素+硝酸性窒素)
フェノール類	0.005mg/L	0.005mg/L	0.005 mg/L	0.05 mg/L	0.5mg/L	0.5mg/L
銅及びその化合物	1mg/L	1mg/L	1mg/L	1mg/L	1mg/L	3mg/L
亜鉛及びその化合物	1mg/L	1mg/L	1mg/L	1mg/L	1mg/L	3mg/L
鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。）	0.3mg/L	0.3mg/L	0.3mg/L	1mg/L	3mg/L	10mg/L
マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る。）	0.3mg/L	0.3mg/L	0.3mg/L	1mg/L	1mg/L	1mg/L
クロム及びその化合物	—	0.1mg/L	0.1mg/L	1mg/L	2mg/L	2mg/L
ニッケル及びその化合物	0.3mg/L	0.3mg/L	0.3mg/L	1mg/L	1mg/L	1mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	0.5mg/L	0.5mg/L	0.5mg/L	0.5mg/L	0.5mg/L

表 4-2-1-51(2) 条例に基づく事業所に係る排水の規制基準（神奈川県）

（神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則）

生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質

項目	許容限度					
	甲水域				乙水域及び海域	
	水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域			
	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合
生物化学的酸素要求量(BOD)	5mg/L	20mg/L	15mg/L	25mg/L	25mg/L	60mg/L
化学的酸素要求量(COD)	5mg/L	20mg/L	15mg/L	25mg/L	25mg/L	60mg/L
浮遊物質(SS)	15mg/L	50mg/L	35mg/L	70mg/L	70mg/L	90mg/L

水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、大腸菌群数、外観、臭気

項目	許容限度					
	甲水域				乙水域及び海域	
	水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域			
	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合
水素イオン濃度(pH)	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	3mg/L	3mg/L	3mg/L	5mg/L	5mg/L	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	3mg/L	3mg/L	3mg/L	5mg/L	5mg/L	10mg/L
大腸菌群数	1,000 個/cm ³	3,000 個/cm ³	3,000 個/cm ³	3,000 個/cm ³	3,000 個/cm ³	3,000 個/cm ³
外観	受け入れる水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色又は濁りがないこと。					
臭気	受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。					

注1.「甲水域」とは、以下に掲げる水域とする。このうち、(1)及び(2)を「水質保全湖沼」という。

(1)次に掲げる湖沼

- ア. 芦ノ湖
- イ. 丹沢湖（三保ダム上流端から上流の滞水域をいう。）
- ウ. 相模湖（相模ダム上流端から上流の滞水域をいう。）
- エ. 津久井湖（城山ダム上流端から上流の滞水域をいう。）
- オ. 奥相模湖（道志ダム上流端から上流の滞水域をいう。）
- カ. 宮ヶ瀬湖（宮ヶ瀬ダム上流端から上流の滞水域をいう。）

(2)上記の湖沼に接続して流入する河川及び水路

(3)次に掲げる河川（接続して流入する支派川及び水路を含む。）

- ア. 千歳川（アゲジ沢との合流点から上流の区域）
- イ. 新崎川（東海道新幹線新崎川鉄橋の上流端から上流の区域）
- ウ. 早川
- エ. 酒匂川（飯泉取水堰から上流の区域）
- オ. 金目川（土屋橋の上流端から上流の区域）
- カ. 相模川（寒川取水堰から上流の区域）

注2.「乙水域」とは、水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域のうち甲水域及び海域を除く水域をいう。

表 4-2-1-52 条例に基づく事業所に係る排水の規制基準（川崎市）

（川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則）

排水指定物質

排水指定物質の種類	許容限度	
	新設の事業所の場合	新設の事業所以外の事業所の場合
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L	0.1mg/L
シアン化合物	1mg/L	1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	0.2mg/L	0.2mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。
PCB	0.003mg/L	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	10mg/L（海域以外） 230mg/L（海域）	10mg/L（海域以外） 230mg/L（海域）
ふっ素及びその化合物	8mg/L（海域以外） 15mg/L（海域）	8mg/L（海域以外） 15mg/L（海域）
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L（アンモニア性窒素×0.4 + 亜硝酸性窒素 + 硝酸性窒素）	100mg/L（アンモニア性窒素×0.4 + 亜硝酸性窒素 + 硝酸性窒素）
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	0.5mg/L
ダイオキシン類	10pg/L	10pg/L
フェノール類	0.5mg/L	0.5mg/L
銅及びその化合物	1mg/L	3mg/L
亜鉛及びその化合物	1mg/L	2mg/L
鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。）	3mg/L	10mg/L
マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る。）	1mg/L	1mg/L
クロム及びその化合物	2mg/L	2mg/L
ニッケル及びその化合物	1mg/L	1mg/L

水の汚染状態を示す項目

項目	許容限度	
	新設の事業所の場合	新設の事業所以外の事業所の場合
生物化学的酸素要求量（BOD）	25mg/L	60mg/L
化学的酸素要求量（COD）	25mg/L	60mg/L
浮遊物質（SS）	70mg/L	90mg/L
水素イオン濃度（pH）	5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	5mg/L	10mg/L
大腸菌群数	3,000個/cm ³	3,000個/cm ³
臭気	受入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。	
色汚染度	排水を希釈しない状態で12度以下とし、かつ、当該排水を蒸留水で1対1に希釈した状態で8度以下とする。	
温度	排水の水温は38度以下とし、かつ、当該排水を放流する水域の水温を10度以上超えないものとする。	

表 4-2-1-53 条例に基づく事業所に係る排水の規制基準（横浜市）

（横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則）

排水指定物質

物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	0.2mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	10mg/L（海域以外） 230mg/L（海域）
ふっ素及びその化合物	8mg/L（海域以外） 15mg/L（海域）
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L（アンモニア性窒素×0.4+亜硝酸性窒素+硝酸性窒素）
ダイオキシシン類	10pg-TEQ/L
フェノール類	0.5mg/L
銅及びその化合物	1mg/L（新設以外は3mg/L）
亜鉛及びその化合物	1mg/L（新設以外は2mg/L）
鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。）	3mg/L（新設以外は10mg/L）
マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る。）	1mg/L
ニッケル及びその化合物	1mg/L
クロム及びその化合物	2mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質

項目	許容限度	
	新設の場合	新設以外の場合
生物化学的酸素要求量（BOD）	25mg/L	60mg/L
化学的酸素要求量（COD）	25mg/L	60mg/L
浮遊物質（SS）	70mg/L	90mg/L

水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、大腸菌群数、外観、臭気

項目	許容限度	
	新設の場合	新設以外の場合
水素イオン濃度（pH）	5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	5mg/L	10mg/L
大腸菌群数	3,000個/cm ³	3,000個/cm ³
外観	受け入れる水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色又は濁りがないこと。	
臭気	受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。	

ウ. 苦情

神奈川県の水質汚濁に係る発生源別苦情受理の状況を、表 4-2-1-54 に示す。

苦情件数は 182 件であり、「不明（会社・事業所以外）」に起因するものが 107 件と最も多く、次いで「建設業」が 21 件、「サービス業（他に分類されないもの）」が 14 件となっている。

表 4-2-1-54 水質汚濁に係る発生源別苦情受理件数（平成 23 年度）

発生源	件数
農業	0
林業	0
漁業	0
鉱業	2
建設業	21
製造業	11
電気・ガス・熱供給・水道業	0
情報通信業	0
運輸業	4
卸売・小売業	3
金融・保険業	0
不動産業	0
飲食店、宿泊業	2
医療、福祉	0
教育、学習支援業	0
複合サービス事業	0
サービス業（他に分類されないもの）	14
公務（他に分類されないもの）	3
分類不能の産業	0
個人（会社・事業所以外）	9
その他（会社・事業所以外）	6
不明（会社・事業所以外）	107
合 計	182

資料：「政府統計の総合窓口 平成 23 年度公害苦情調査」

（平成 25 年 6 月現在、独立行政法人統計センターホームページ）

3) 水底の底質

ア. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲のダイオキシン類水環境（公共用水域・底質）調査地点は図 4-2-1-10 に示すとおりである。また、調査結果を表 4-2-1-55 に示す。

全ての地点において、環境基準を満たしている。

表 4-2-1-55 ダイオキシン類水環境（公共用水域・河川：底質）調査結果（平成 23 年度）

（単位：pg-TEQ/g）

No.	水系	河川名	測定地点	調査結果	環境基準	試料採取日
底ダ 1	境川	境川	常矢橋	2.0	150 以下	H23. 8. 18
底ダ 2	相模川	相模川	小倉橋	1.3		H23. 8. 18
底ダ 3		道志川	弁天橋	0.52		H23. 8. 19
底ダ 4		道志川	両国橋	0.12		H23. 8. 19

資料：「平成 24 年度版 さがみはらの環境 相模原市環境基本計画年次報告書」
（平成 24 年 12 月、相模原市環境経済局環境共生部環境政策課）

イ. 水底の底質に係る環境基準等

水底の底質に係る環境基準等を、表 4-2-1-56～表 4-2-1-57 に示す。

表 4-2-1-56 ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質）に係る環境基準

（平成 14 年環境省告示第 46 号）

媒体	基準値
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

表 4-2-1-57 底質の処理・処分等に関する指針に係る監視基準値

（平成14年環水管第211号）

項目	基準値
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。

注1. 「底質の処理・処分等に関する指針について」（平成14年環水管第211号）において、「対策対象物質については、原則として環境基準値を監視基準値とするが、工事着手前において既に当該環境基準値を超えている水域については現状水質を悪化させないことを旨として別に定めるものとする。」とあることから、環境基準値を掲載した。

4) 水資源

対象事業実施区域及びその周囲における内水面漁業権の設定状況を、図 4-2-1-11 及び表 4-2-1-58 に示す。

また、対象事業実施区域を含む周辺市町村の水源地の分布状況を、表 4-2-1-59 に示す。

表 4-2-1-58 内水面漁業権

免許番号	漁業権者	漁場区域 (主な河川)	漁業名称	漁業時期	存続期間
内共第 12 号 (東京都)	川崎河川漁業協同組合	多摩川	アユ、コイ、フナ、ウグイ、オイカワ、ウナギ	1 月 1 日～12 月 31 日	平成 15 年 9 月 1 日～平成 25 年 8 月 31 日
内共第 1 号 (神奈川県)	相模川漁業協同組合連合会	相模川	ヤマメ、ニジマス、イワナ、アユ、ウグイ、オイカワ、フナ、コイ、ウナギ、テナガエビ	3 月 1 日～12 月 31 日 (アユ) 1 月 1 日～12 月 31 日 (アユ以外)	平成 15 年 9 月 1 日～平成 25 年 8 月 31 日
内共第 2 号 (神奈川県)	相模川漁業協同組合連合会	神の川	ヤマメ、イワナ、ニジマスビ	1 月 1 日～12 月 31 日	平成 15 年 9 月 1 日～平成 25 年 8 月 31 日

資料：「東京都公報（増刊 34）」（平成 15 年 5 月 30 日、東京都）
 「神奈川県公報（第 1445 号）」（平成 15 年 3 月 14 日、神奈川県）
 「川・湖のルールを守りましょう！！」
 （平成 25 年 6 月現在、神奈川県環境農政局水・緑部水産課）

表 4-2-1-59 水源地の分布状況

地域	箇所数
川崎市	3
横浜市	5
相模原市	8
愛川町	5
清川村	0

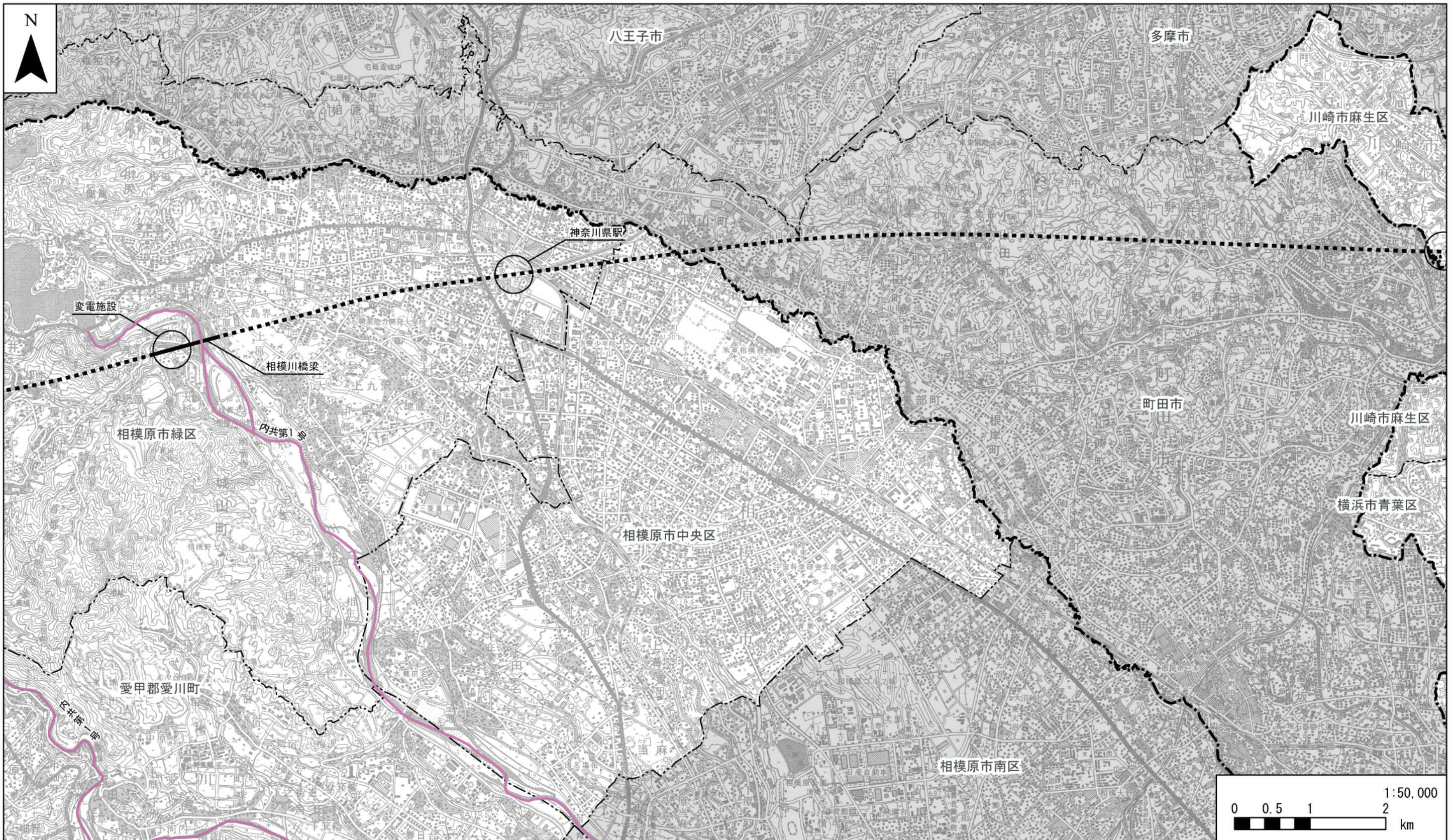
資料：「水道水質データベース」
 （平成 25 年 6 月現在、社団法人 日本水道協会）



- 凡例
- 計画路線(トンネル部)
 - 計画路線(地上部)
 - 工事用道路
 - 都県境
 - 市区町村境
 - 内共第1号
 - 内共第2号
 - 内共第12号

資料：「東京都公報(増刊34)」(平成15年5月30日、東京都)
「神奈川県公報(第1445号)」(平成15年3月14日、神奈川県)
「川・湖のルールを守りましょう!!」
(平成25年6月現在、神奈川県環境農政局水・緑部水産課)

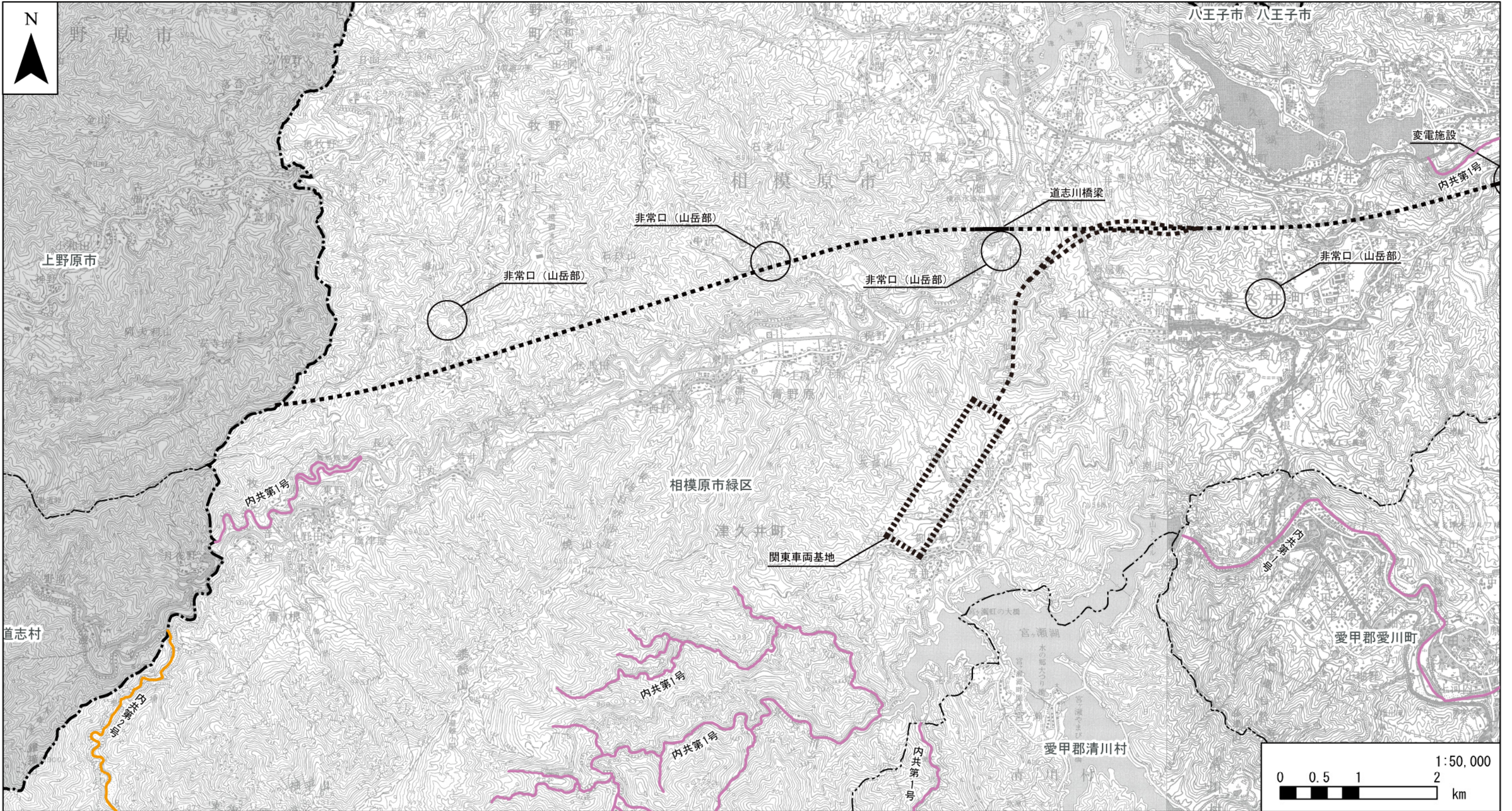
図4-2-1-11(1) 内水面漁業権図



- 凡例**
- 計画路線(トンネル部)
 - 計画路線(地上部)
 - 都県境
 - 市区町村境
 - 内共第1号
 - 内共第2号
 - 内共第12号

資料：「東京都公報(増刊34)」(平成15年5月30日、東京都)
 「神奈川県公報(第1445号)」(平成15年3月14日、神奈川県)
 「川・湖のルールを守りましょう!!」
 (平成25年6月現在、神奈川県環境農政局水・緑部水産課)

図4-2-1-11(2) 内水面漁業権図



- 凡例**
- 計画路線(トンネル部)
 - 計画路線(地上部)
 - - - - 都県境
 - - - - 市区町村境
 - ・ 関東車両基地は地上部で計画
 - 内共第1号
 - 内共第2号
 - 内共第12号

資料：「東京都公報(増刊34)」(平成15年5月30日、東京都)
「神奈川県公報(第1445号)」(平成15年3月14日、神奈川県)
「川・湖のルールを守りましょう!!」
(平成25年6月現在、神奈川県環境農政局水・緑部水産課)

図4-2-1-11(3) 内水面漁業権図

